



# 第1章 計画の基本的事項

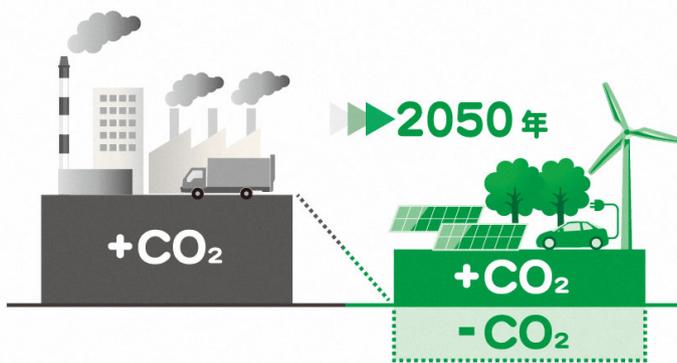
## 第1節 計画策定の背景

### 1 環境問題とは

20世紀以降、私たち人間は科学技術を飛躍的に進歩させ、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会を築いてきました。その結果、廃棄物や汚染物質の排出に伴う環境汚染、生息・生育地の縮小等による野生生物の種の減少、地球温暖化など地球全体に影響を及ぼす環境問題が深刻化しており、将来の世代にまで負の遺産として残ることが懸念されています。

そのため、近年では2030（令和12）年までに実現を目指すSDGs（持続可能な開発目標）や、2050年（令和32）年カーボンニュートラルなどの動向が国内外で大きな注目を集めています。

このような深刻な環境問題を解決していくためには、私たち一人ひとりができることを実行し、市民・事業者・行政などの各主体が連携・協力して取り組んでいくことが求められています。



#### カーボンニュートラルとは？

温室効果ガスの排出を実質ゼロにすることです。排出せざるをえなかった分については同じ量を「吸収」または「除去」することで、差し引きゼロを目指します。

### 2 「第2次伊豆の国市環境基本計画」の策定の背景

本市においても、豊かな自然環境を保全し、市民の健康で文化的な生活の確保がされるように、「伊豆の国市環境基本条例」が2013（平成25）年4月に施行されました。同条例では、環境の保全及び創造について基本理念を定め、市・市民・事業者の責務を明らかにするとともに、環境施策の基本となる事項を定めています。

本市では、同条例に基づき、2014（平成26）年4月に「伊豆の国市環境基本計画」（以後、「第1次計画」という。）を策定し、望ましい環境像「全員参加で未来に伝える 美しい自然に恵まれた 快適な空間のまち 伊豆の国市」の実現に向けて環境施策を総合的かつ計画的に進めてきました。

近年において、2019（令和元）年の台風19号による大きな被害や2020（令和2）年8月の猛暑など、気候変動の影響は本市においても顕在化していることから、2021（令和3）年3月には、市長定例記者会見において、2050（令和32）年までに二酸化炭素排出量実質ゼロ（カーボンニュートラル）を目指す「気候非常事態宣言及び脱炭素宣言」を宣言しました。

このたび、第1次計画の期間満了に伴い、近年の社会情勢や環境の変化に対応した新たな「第2次伊豆の国市環境基本計画」（以後、「第2次計画」という。）を策定します。

### 3 近年の環境行政の動向

#### 1 国外の動向

2015（平成27）年9月の国連総会で採択された「SDGs（持続可能な開発目標）」は、2030（令和12）年に向けた17の目標と169のターゲットが設定されており、近年は世界各国、地方公共団体、事業者、市民団体などの間でSDGsの目標を掲げた取り組みが広く浸透しています。

また、2016（平成28）年11月には、世界的な平均気温上昇を産業革命以前と比べて2℃より十分低く保つ（1.5℃に抑えるように努力する）ことを目標とした「パリ協定」が発効しました。

さらに、2050年カーボンニュートラルの実現、資源を循環させる新しい経済システム「循環経済」、  
「昆明（こんめい）・モンリオール生物多様性枠組」に盛り込まれた2030（令和12）年までに陸地と海の30%以上を保全する「30by30目標」などの考え方が世界の潮流となっています。



SDGsの17のゴール

#### 2 国内の動向

2020（令和2）年10月、政府は「2050年までに温室効果ガスの排出実質ゼロ（カーボンニュートラル）」の宣言をするとともに、2021（令和3）年10月に「地球温暖化対策計画」を閣議決定しました。この計画では、2030（令和12）年度までに温室効果ガス排出量を2013（平成25）年度比で46%削減する（50%の高みに挑戦する）目標を掲げています。また、進行しつつある気候変動に対応していくため、2018（平成30）年12月に「気候変動適応法」が施行され、2021（令和3）年10月には新たな「気候変動適応計画」が閣議決定されました。

また、「食品ロスの削減の推進に関する法律」や「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行されるなど、新たな環境問題に対する法整備が進められています。

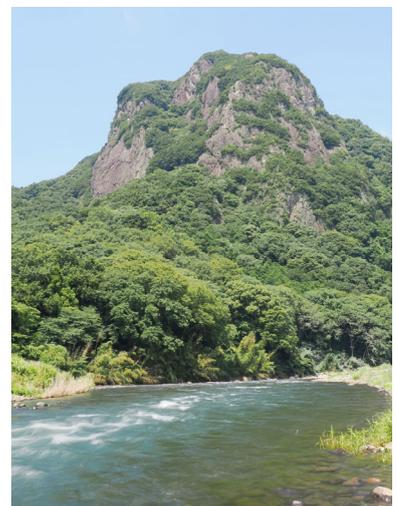
#### 3 静岡県の動向

2022（令和4）年3月には「第4次静岡県環境基本計画」及び「第4次静岡県地球温暖化対策実行計画」が策定され、同実行計画では「2030（令和12）年度の温室効果ガス排出量を2013（平成25）年度比で46.6%削減」を目標にしています。また、「静岡県の気候変動影響と適応取組方針」が2019（平成31）年3月に策定されました。

#### 4 伊豆の国市の動向

2018（平成30）年4月、本市の葛城山や城山などのジオサイトを含む「伊豆半島ジオパーク」がユネスコ世界ジオパークに認定され、2021（令和3）年3月には、「気候非常事態宣言及び脱炭素宣言」を行いました。

2022（令和4）年5月には、将来像「ほんわり湯の国、美（うま）し国、歴史文化薫る国、未来を拓（ひら）く伊豆の国」を掲げる「第2次伊豆の国市総合計画・後期基本計画」が策定され、基本方針1として「豊かな自然に抱かれる伊豆の国市（自然・生活環境）」が掲げられました。



ジオサイトの城山

「伊豆の国市環境基本計画」策定後（2014（平成26）年度以降）の主な動き

| 年度               | 国内外【国】・静岡県【県】   | 伊豆の国市  |
|------------------|---|--|
| 2014<br>(H26)    | <ul style="list-style-type: none"> <li>「水循環基本法」の施行【国】</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>「伊豆の国市環境基本計画」の策定</li> </ul>   |
| 2015<br>(H27)    | <ul style="list-style-type: none"> <li>「持続可能な開発のための2030アジェンダ」及び「SDGs（持続可能な開発目標）」の採択【国】</li> </ul>   |  |
| 2016<br>(H28)    | <ul style="list-style-type: none"> <li>「パリ協定」の発効【国】</li> </ul>  |  |
| 2017<br>(H29)    | <ul style="list-style-type: none"> <li>「水素基本戦略」の策定【国】</li> <li>「ふじのくに生物多様性地域戦略」の策定【県】</li> </ul>  |  |
| 2018<br>(H30)    | <ul style="list-style-type: none"> <li>「第五次環境基本計画」の閣議決定【国】</li> <li>IPCCが「1.5℃特別報告書」を発表【国】</li> <li>「気候変動適応法」の公布【国】</li> <li>「静岡県の気候変動影響と適応取組方針」の策定【県】</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>「伊豆半島ジオパーク」がユネスコ世界ジオパークに認定</li> </ul>   |
| 2019<br>(H31/R1) | <ul style="list-style-type: none"> <li>「プラスチック資源循環戦略」の策定【国】</li> <li>「食品ロスの削減の推進に関する法律」の施行【国】</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>「伊豆の国市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例」の施行</li> </ul>  |
| 2020<br>(R2)     | <ul style="list-style-type: none"> <li>国が2050年温室効果ガス排出実質ゼロ（カーボンニュートラル）の宣言【国】</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>「気候非常事態宣言及び脱炭素宣言」</li> </ul>  |
| 2021<br>(R3)     | <ul style="list-style-type: none"> <li>「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」の策定【国】</li> <li>「気候変動適応計画」「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」「気候変動適応計画」「第6次エネルギー基本計画」の閣議決定【国】</li> <li>IPCCが「第6次特別報告書」の各部会報告書を順次発表【国】</li> <li>「第4次静岡県環境基本計画」の策定【県】</li> <li>「第4次静岡県地球温暖化対策実行計画」の策定【県】</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>「第4次伊豆の国市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」の策定</li> </ul>  |
| 2022<br>(R4)     | <ul style="list-style-type: none"> <li>「地球温暖化対策推進法の一部を改正する法律」の施行【国】</li> <li>「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の施行【国】</li> <li>生物多様性条約締約国会議（COP15）での「昆明・モンテリオール生物多様性枠組」の採択【国】</li> <li>「生物多様性国家戦略」の閣議決定【国】</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>「伊豆の国市一般廃棄物処理基本計画」の策定</li> <li>「第2次伊豆の国市総合計画後期基本計画」の策定</li> <li>新ごみ処理施設「クリーンセンターいず」の稼働</li> </ul> |
| 2023<br>(R5)     |   | <ul style="list-style-type: none"> <li>「第2次伊豆の国市環境基本計画（第2次伊豆の国市地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）、伊豆の国市気候変動適応計画）」の策定</li> </ul>                    |

## 4 その他の社会・経済の潮流

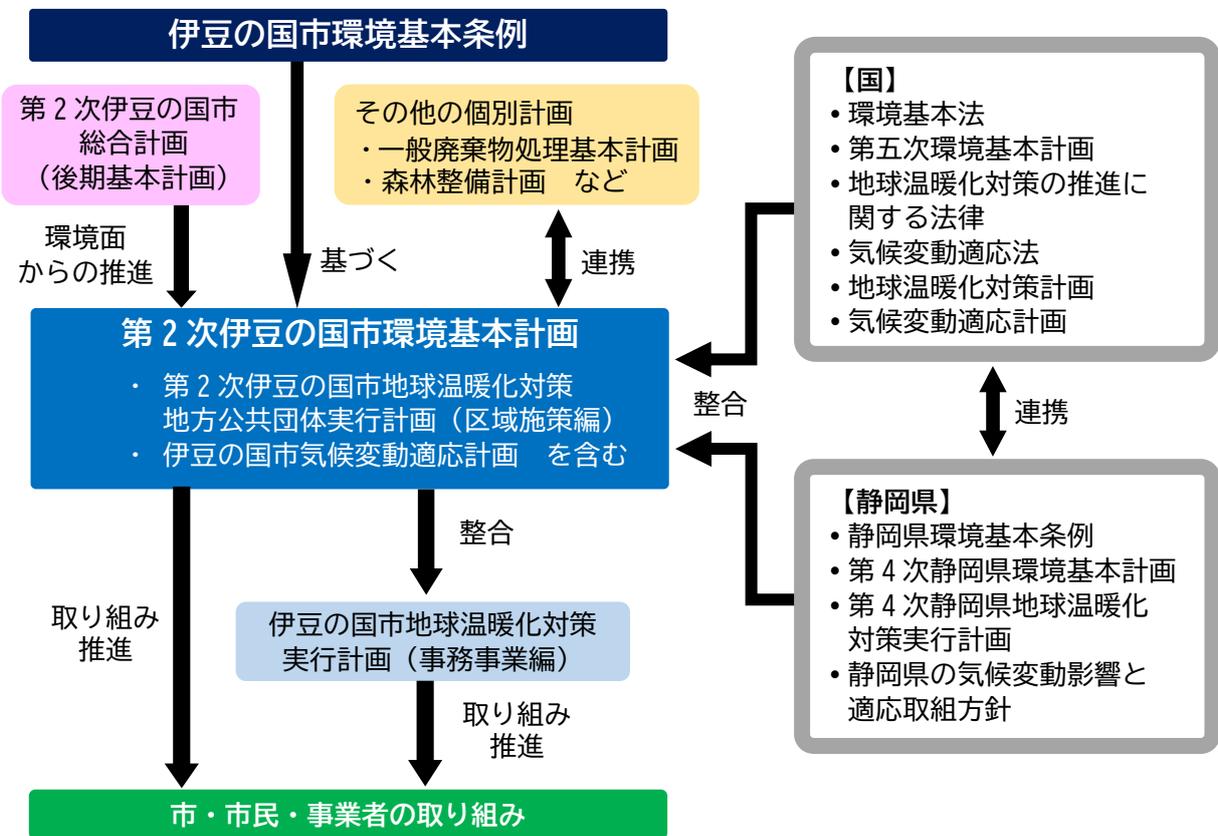
人口減少と少子高齢化、国土強靱化、デジタル変革、新型コロナウイルス感染症の拡大、エネルギー価格の高騰、SDGs など社会や経済に関する潮流は、環境問題とも密接に関連しています。そのため、環境・社会・経済の課題を同時解決していく必要性が高まっています。

## 第2節 計画の目的・位置付け

「伊豆の国市環境基本条例」（2013（平成25）年4月）の施行や、同条例に基づく本計画を策定することで、脱炭素社会、循環型社会、自然共生社会の3つの社会づくり、これらの3つの社会の安全が確保される生活環境の確保、環境教育など統合的な取り組みを推進していきます。また、本計画は「第2次伊豆の国市総合計画」に掲げられている施策を環境面から推進する役割を担っています。

さらに、地球温暖化対策を積極的かつ効率的に推進するため、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）」、「気候変動適応法」に基づく「気候変動適応計画」を含有するものとします。

なお、本市が進めている各種計画や事業などについては、相互に連携を図りながら推進していきますが、環境の分野においては本計画の方向性を基に推進していきます。また、市・市民・事業者それぞれが担うべき役割を明らかにし、相互に協働しながら積極的な取り組みを促進することを目的とします。



計画の位置付け

## 第3節 計画の対象

### 1 対象地域

本計画が対象とする「地域」は、原則として伊豆の国市全域とします。

ただし、河川のように流域として捉える必要がある場合や、大気汚染のように広域的な対応が必要なものなどについては、国や県、他の地方公共団体などと協力しながら課題の解決に取り組むものとします。

### 2 対象分野

本計画では、以下に示す5つの分野を対象とします。

計画の対象分野と範囲

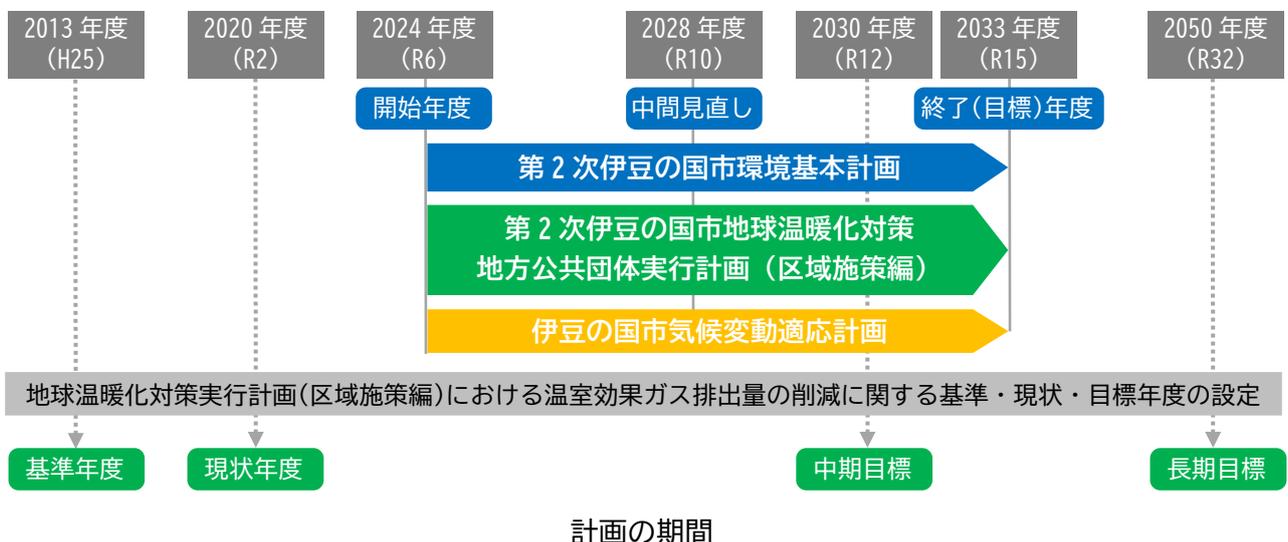
| 対象分野   | 対象範囲  |
|--------|---|
| 脱炭素社会  | 地球温暖化対策、再生可能エネルギー、省エネルギー、脱炭素都市（緑地保全、交通対策）、気候変動への適応 など |
| 循環型社会  | 廃棄物の減量・再資源化・適正処理、環境美化・不法投棄対策 など                       |
| 自然共生社会 | 森林、農地、河川、水資源、動植物、自然とのふれあい など                          |
| 生活環境   | 大気、悪臭、騒音、振動、水質、有害化学物質 など                              |
| 環境教育等  | 環境教育・環境学習、環境情報、環境保全活動 など                              |

## 第4節 計画の期間

本計画の期間は、2024（令和6）年度から2033（令和15）年度までの10年間とします。なお、環境問題や社会情勢の急激な変化に応じて、5年に一度見直しを行うこととします。

「第2次伊豆の国市地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）」、「伊豆の国市気候変動適応計画」についても、計画期間は同様とします。

また、「第2次伊豆の国市地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）」については、国の「地球温暖化対策計画」に合わせて、基準年度は2013（平成25）年度、目標年度は2030（令和12）年度、2050（令和32）年度とします。現状年度は、温室効果ガス排出量の算定が可能な最新年度である2020（令和2）年度とします。



## 第5節 第1次計画の評価

### 1 数値目標

第1次計画の数値目標の達成状況を以下に示します。

2022（令和4）年度時点で2023（令和5）年度の最終目標を達成しているのは、「河川敷等清掃活動によるごみ収集量」「不法投棄ごみ収集量」「市内一斉清掃によるごみ収集量」「市の事務事業からの温室効果ガス排出量」「低燃費・低公害車の公用車への導入状況」「住宅用新エネルギー機器等導入費補助金補助件数（累計）」の6つの環境指標です。また、達成が難しいと評価された環境指標の原因と対策を示します。

第1次計画の数値目標の達成状況

| 環境指標                               | 基準値<br>(2012年度)                                 | 現状<br>(2022年度)                   | 最終目標<br>(2023年度)                               | 達成<br>状況 |
|------------------------------------|---|----------------------------------|--|----------|
| <b>基本方針1 安全・安心な生活環境の保全に向けて</b>     |   |                                  |  |          |
| 1-1 大気・悪臭・騒音・振動に関する苦情件数            | 63件/年   | 50件/年                            | 30件/年 <sup>※1</sup>                            | ×        |
| 1-2 生活排水処理率                        | 71.2%   | 79.7%<br>(2021)                  | 84.5% <sup>※1</sup><br>(2021)                  | ×        |
| 1-3 公害苦情件数                         | 24件/年   | 17件/年                            | 5件/年   | ×        |
| <b>基本方針2 自然共生社会の実現に向けて</b>         |   |                                  |  |          |
| 2-1 河川敷等清掃活動によるごみ収集量               | 320kg/年   | 100kg/年                          | 120kg/年  | ◎        |
| 2-2 新規就農者数（累計）                     | 49戸   | 88戸                              | 100戸   | △        |
| 2-3 エコファーマー認定者数                    | 25人   | 35人                              | 50人 <sup>※1</sup>                              | ×        |
| 2-4 水生生物観察会への参加者                   | 24人/年   | 36人/年                            | 75人/年  | ×        |
| 2-5 自然体験教育事業への参加者                  | 185人/年  | 316人/年                           | 500人/年   | ×        |
| <b>基本方針3 循環型社会の実現に向けて</b>          |   |                                  |  |          |
| 3-1 ごみ排出量                          | 17,725t/年                                       | 16,347t/年<br>(2021)              | 16,253t/年 <sup>※1</sup><br>(2021)              | ×        |
| 3-2 リサイクル率                         | 29.1%   | 26.3%<br>(2021)                  | 28.0% <sup>※1</sup><br>(2021)                  | ×        |
| 3-3 不法投棄ごみ収集量                      | 29.75t/年  | 6.0t/年                           | 15t/年 <sup>※1</sup>                            | ◎        |
| 3-4 市内一斉清掃によるごみ収集量                 | 8.6t/年  | 4.4t/年                           | 6t/年 <sup>※1</sup>                             | ◎        |
| <b>基本方針4 低炭素社会の実現に向けて</b>          |   |                                  |  |          |
| 4-1 市の事務事業からの温室効果ガス排出量             | 7,423t-CO <sub>2</sub><br>(2015 <sup>※2</sup> ) | 6,135t-CO <sub>2</sub><br>(2021) | 6,904t-CO <sub>2</sub> <sup>※1</sup><br>(2021) | ◎        |
| 4-2 低燃費・低公害車の公用車への導入状況             | 8台  | 67台                              | 45台 <sup>※1</sup>                              | ◎        |
| 4-3 住宅用新エネルギー機器等導入費補助金補助件数（累計）     | 732件  | 1,731件                           | 1,727件 <sup>※1</sup>                           | ◎        |
| 4-4 グリーンバンク事業における原材料支給申請件数         | 104件/年  | 129件/年                           | 150件/年 <sup>※1</sup>                           | △        |
| <b>基本方針5 環境教育等の展開に向けて</b>          |   |                                  |  |          |
| 5-1 出前講座や環境に関する講座の開催数              | 25回/年   | 20回/年                            | 45回/年  | ×        |
| 5-2 エコアクション21、ISO14001認証取得事業者数（累計） | 36社   | 27社                              | 45社 <sup>※1</sup>                              | ×        |

※1：中間見直しによって目標を変更したもの

※2：「第3次伊豆の国市地球温暖化対策実行計画（事務業編）」（2017（平成29）年3月）の基準年度

注）達成状況：◎：達成 △：達成できる見込み ×：達成が難しい

第1次計画で「達成が難しい」と評価した目標の原因と対策

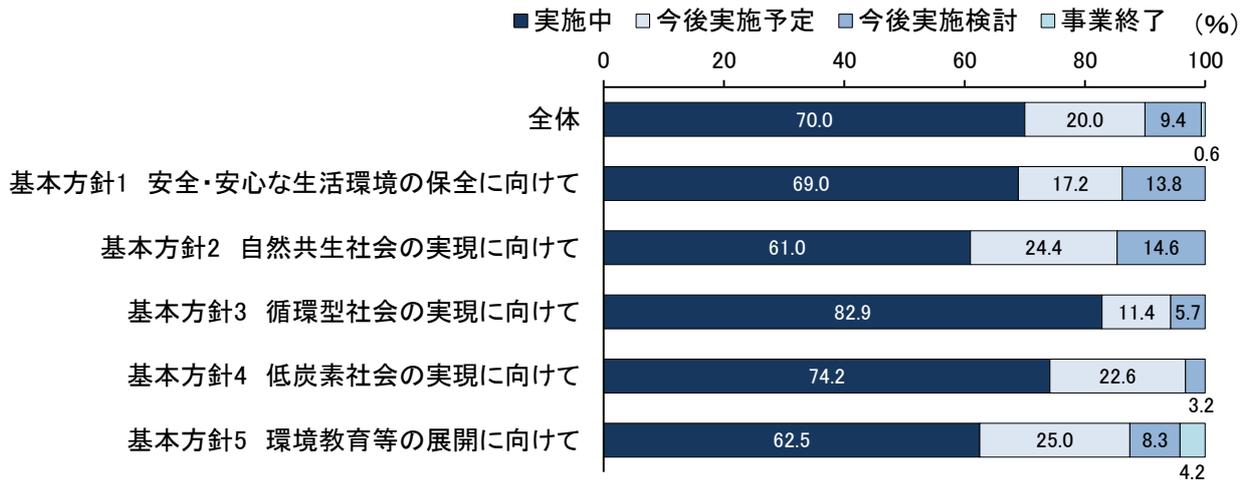
| 環境指標                                  | 目標達成が難しい原因・対策  |
|---------------------------------------|--|
| 1-1 大気・悪臭・騒音・振動に関する苦情件数<br>1-3 公害苦情件数 | <ul style="list-style-type: none"> <li>• 公害等苦情件数は、年によって変動があるものの減少傾向にあります。ただし、野外焼却に対する苦情が継続的に発生しており、目標値には至っていない状況です。</li> <li>• 野外焼却の禁止に関する広報などの啓発活動により、生活環境の保全に努めていきます。</li> </ul>   |
| 1-2 生活排水処理率                           | <ul style="list-style-type: none"> <li>• 公共下水道や合併浄化槽への切り替えには大きな費用負担を伴うことなどから、生活排水処理率は年々上昇傾向にあるものの、目標達成には至っていない状況です。</li> <li>• 適正な生活排水処理に関する情報の提供や公共水域における河川水質検査の結果等の広報を行うとともに、合併処理浄化槽の補助制度の周知を図り、公共下水道への切り替えや合併処理浄化槽への転換を推進し、排水処理の推進に努めます。</li> </ul> |
| 2-3 エコファーマー認定者数                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>• エコファーマー認定手続きの手間もあることから、認定者数が伸び悩みました。</li> <li>• 「持続農業法」に基づくエコファーマー認定制度は、2022（令和4）年7月1日に「みどりの食料システム法」が施行されたことに伴い廃止されましたが、今後は、新認定制度に基づく環境と調和のとれた農業を推進するため、新認定制度の周知に努めます。</li> </ul>                             |
| 2-4 水生生物観察会への参加者                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>• 開催日を休日にし、保護者を伴う参加がしやすいように努めるとともに、おやじの会との共同開催を企画しましたが、天候に恵まれず開催できませんでした。</li> <li>• 今後も他団体との共催を企画するなど、参加者の増加に努めていきます。</li> </ul>   |
| 2-5 自然体験教育事業への参加者                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>• 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、イベントの中止や参加者の自粛が相次ぎました。</li> <li>• 自然を体験できるイベントの企画を引き続き行うことで、本市の自然の魅力を発信していくよう努めます。</li> </ul>  |
| 3-1 ごみ排出量                             | <ul style="list-style-type: none"> <li>• ごみの排出量は減少傾向にありますが、目標に届くには至っていません。</li> <li>• 燃やせるごみの中には、紙類などの資源ごみや食品ロスが混ざっているため、ごみの分別・3Rの周知を進め、徹底したごみの減量に努めます。</li> </ul>   |
| 3-2 リサイクル率                            | <ul style="list-style-type: none"> <li>• 民間事業者による資源ごみの拠点回収が拡大していることなど、市民にとっての排出方法の多様化が進み、行政回収以外の場所での資源化が進んでいます。そのため、行政回収量が減少する一方で、市としての資源ごみのリサイクル率が伸び悩む要因ともなっています。</li> <li>• 今後も3Rの推進に努めます。</li> </ul>  |
| 5-1 出前講座や環境に関する講座の開催数                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>• 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、イベントの開催が見送られることが多くなりました。</li> <li>• 市でイベントを開催する際に環境教育に関わる出店をすることなどにより、講座開催回数を増やすよう努めます。</li> </ul>   |
| 5-2 エコアクション 21、ISO14001 認証取得事業者数（累計）  | <ul style="list-style-type: none"> <li>• 認証を取得した事業者が更新しないことがあり、事業者数が減少しています。</li> <li>• 総合評価落札方式や建設工事競争入札参加者の格付における加点評価制度の周知や、補助申請者の増加につながる補助制度の見直し等の検討により、認証取得事業者を増やすことに努めます。</li> </ul>  |

## 2 市の取り組みの実施状況

第1次計画に掲載した市の取り組みのうち、2022（令和4）年度の実施状況を以下に示します。

計画全体では、「実施中」が70.0%、「今後実施予定」が20.0%、「今後実施検討」が9.4%、「事業終了」が0.6%でした。

基本方針別では、「実施中」の比率が高いのは「基本方針3 循環型社会の実現に向けて」（82.9%）、「基本方針4 低炭素社会の実現に向けて」（74.2%）などであり、「実施中」の比率が低いのは「基本方針2 自然共生社会の実現に向けて」（61.0%）、「基本方針5 環境教育等の展開に向けて」（62.5%）などでした。



第1次計画における市の取り組みの実施状況（2022年度）



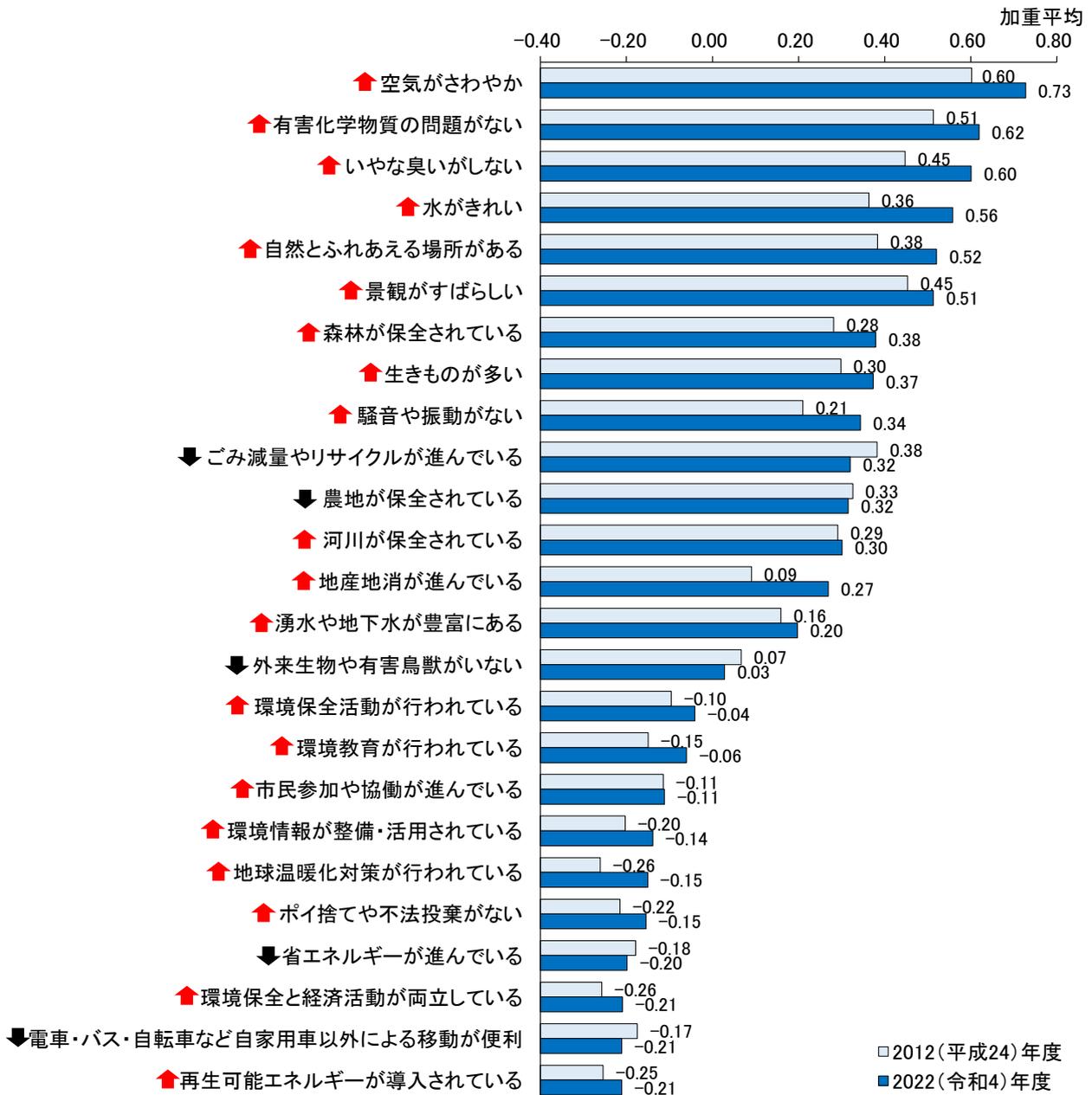
### 3 市民の意識による評価

2022（令和4）年度に実施した「伊豆の国市環境基本計画に関するアンケート調査」の結果から、市民の意識による評価を行いました。

#### 1 環境に対する満足度

環境に対する満足度について、2022（令和4）年度と2012（平成24）年度を比較すると、2022（令和4）年度は多くの項目で満足度が向上しています。特に「水がきれい」（+0.20）、「地産地消が進んでいる」（+0.18）、「いやな臭いがしない」（+0.15）などの項目では満足度が高くなりました。

一方、「ごみの減量やリサイクルが進んでいる」（-0.06）、「外来生物や有害鳥獣がない」（-0.04）、「電車・バス・自転車など自家用車以外による移動が便利」（-0.04）などの項目では満足度が以前より低くなりました。



環境に対する満足度

注)「加重平均」は、選択肢によって点数の重み付けをして平均した数値である。「満足」を1点、「やや満足」を0.5点、「やや不満」を-0.5点、「不満」を-1点とし、合計値を回答者数で除して算定した。

## ②環境に対する満足度と行政に期待する環境施策

「環境に対する満足度」と「行政に期待する環境施策」の関係を分析すると、環境に対する満足度が低く、行政への期待度が大きいBゾーンの環境施策を重点的に取り組んでいく必要があると考えられます。

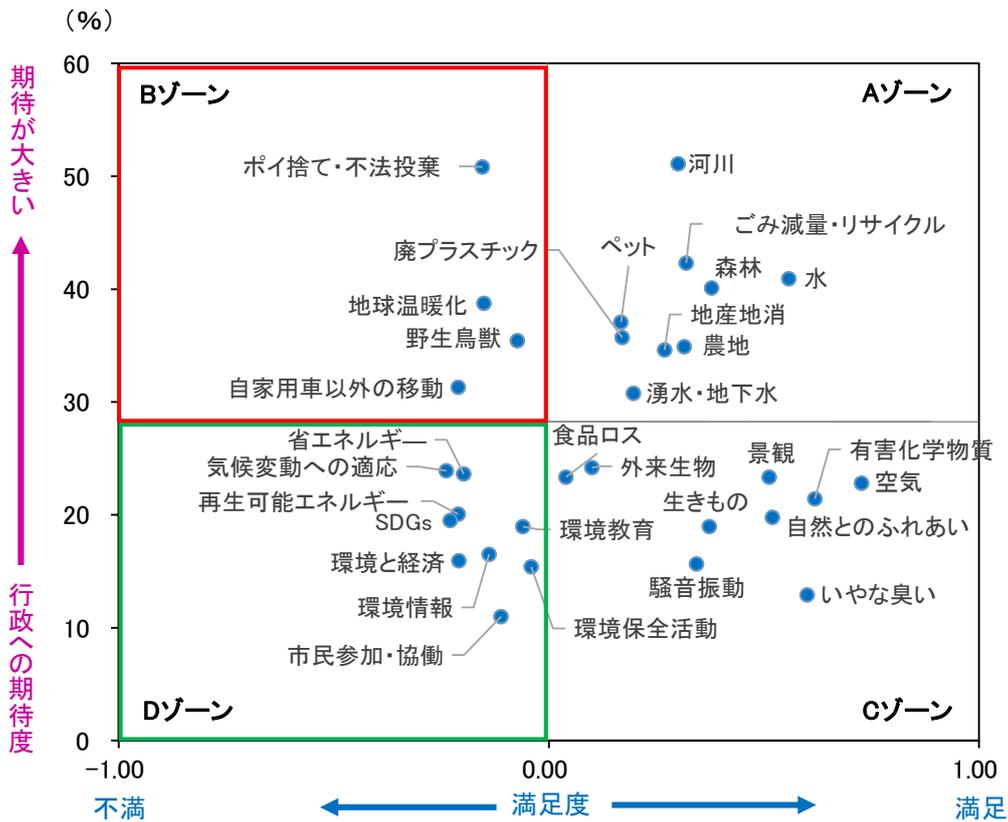
また、同じく環境に対する満足度が低いDゾーンについても、満足度を高めていくための取り組みの推進が必要です。

### 【環境に対する満足度が低く、行政への期待度が大きい（Bゾーン）】

- ポイ捨て・不法投棄、地球温暖化、野生鳥獣、自家用車以外の移動などについての環境施策を重点的に取り組んでいく必要がある。

### 【環境に対する満足度が低い（Dゾーン）】

- 省エネルギー、気候変動への適応、再生可能エネルギー、SDGsなど、満足度を高めていくための取り組みの推進が必要である。



「環境に対する満足度」と「行政に期待する環境施策」の関係

注)「加重平均」は、選択肢によって点数の重み付けをして平均した数値である。「満足」を1点、「やや満足」を0.5点、「やや不満」を-0.5点、「不満」を-1点とし、合計値を回答者数で除して算定した。